

松本市公告第574号

松本農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該計画変更案及び変更等理由書を次により縦覧します。

当該計画変更案について、下記により住民（松本市民に限ります。）は意見書を提出することができます。

当該農用地利用計画変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画変更案に対して異議あるときは、下記により令和8年1月22日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和7年12月22日

松本市長 臥 雲 義 尚



1 農業振興地域整備計画の縦覧期間（30日間）

令和7年12月23日（火）から令和8年1月21日（水）まで

2 農業振興地域整備計画の縦覧場所

- (1) 松本市丸の内3番7号 松本市役所 産業振興部 農政課 農業政策担当
- (2) 松本市公式ホームページ

3 意見書について

(1) 提出先

〒390-8620 松本市役所 産業振興部 農政課 農業政策担当
ファックス 0263-36-6217 電子メール nosei@city.matsumoto.lg.jp

(2) 提出方法

郵送、ファックス、電子メールによるものとします。電話での意見は受けられません。

(3) 提出期限

令和8年1月21日（水）まで（縦覧期間満了日）

(4) 意見書提出の注意事項

ア 意見書の提出にあたり、個人の場合は住所、氏名、職業を、法人の場合は法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

イ 意見書の内容については公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に、当該箇所を伏せる場合があります。

ウ 意見書に対する個別の回答は行いません。当該整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

エ 当該整備計画変更案以外に関する意見書は提出できません。

4 異議申出について

(1) 申出先

松本市役所 農政課 農業政策担当

(2) 申出方法

必要事項を記載した書面に、異議申出人が押印して行います。
記載事項等の内容はお問い合わせください。

(3) 異議申出期間（15日間）

令和8年1月22日（木）から令和8年2月5日（木）まで

(4) 異議申出に関する注意事項

異議申出ができる者は、当該農用地利用計画変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者に限られます。詳細はお問い合わせください。

5 お問い合わせ先

松本市役所 農政課 農業政策担当 電話 0263-34-3221（直通）